

登録申請開始が目前！ インボイス制度導入の実務

令和3年9月9日

㉮	1	適格請求書等保存方式の概要とデジタル化.....	2
㉮	2	適格請求書発行事業者登録制度.....	22
㉮	3	適格請求書発行事業者による適格請求書の交付と写しの保存.....	29
㉮	4	適格請求書等保存方式における仕入税額控除の要件.....	32
㉮	5	適格請求書等保存方式における税額計算の方法.....	38

税理士 金井恵美子

1 適格請求書等保存方式の概要とデジタル化

1. 令和5年10月1日以後は適格請求書等保存方式

インボイス制度は、「適格請求書等保存方式」として、軽減税率の導入から4年後の令和5年10月1日に開始します。

区分	区分記載請求書等保存方式 【令和5年9月末まで】	適格請求書等保存方式 【令和5年10月1日以後】
登録制度	事業者登録制度なし	事業者登録制度あり
	免税事業者からの課税仕入れも仕入税額控除の対象	免税事業者等からの課税仕入れは仕入税額控除の対象とならない (6年間は経過措置あり)
請求書等	<ul style="list-style-type: none"> • 売手に請求書等の交付義務なし • 免税事業者も交付可 • 不正交付の罰則なし 	<ul style="list-style-type: none"> • 売手に適格請求書の交付義務あり（免除特例あり） • 免税事業者・未登録事業者は交付不可 • 不正交付の罰則あり
	買い手に請求書等の保存義務あり	買い手に適格請求書等の保存義務あり
	データで受け取った請求書等は不可	電子インボイスの授受と保存可
	小売業者等が交付する請求書、区分記載請求書は、受領者の名称記載不要	小売業者等は、適格簡易請求書 <ul style="list-style-type: none"> • 消費税額等又は適用税率のいずれか記載 • 受領者の名称記載不要
	せり売りなど取次業者が代替発行した請求書等の保存で、仕入税額控除可	
	3万円未満の取引等に、請求書等の保存不要の取扱いあり	売手の交付義務が免除される取引等に、適格請求書等の保存不要の取扱いあり
帳簿	買手に帳簿の保存義務あり (記載事項に変更なし)	

2. 事業者登録が基礎

「適格請求書等保存方式」は、「適格請求書発行事業者登録制度」（いわゆる事業者登録制度）を基礎としています。原則として、「適格請求書発行事業者」から交付を受けたインボイスの保存及び帳簿の保存が、仕入税額控除の要件となります（新消法30①⑦、57の4①）。

適格請求書発行事業者には、仕入れを行う課税事業者からの求めに応じ、インボイスを交付し、その写しを保存する義務があります。

売手	買手
インボイスを交付し、その写しを保存する義務がある	帳簿及びインボイスの保存が仕入税額控除の要件となる

3. 「納税の義務」と「控除の権利」

免税事業者や消費者は適格請求書発行事業者の登録をすることができないため、これらの者からの課税仕入れは、仕入税額控除の対象となりません。

現行の請求書等保存方式との違いは、この点が大きいといえます。請求書等保存方式では、課税仕入れを行う事業者において、相手方（売手）が課税事業者であるか免税事業者であるかを知る方法はありません（売手が告白すれば別ですが）。したがって、売手が消費税の申告納税をしているかどうかを確認することなく、仕入税額控除を行います。そこで、消費税のしくみとしては、免税事業者からの仕入れについて、「納税なき控除」が問題となります。

しかし、適格請求書等保存方式では、適格請求書は売手はその取引に係る消費税を申告納付する証拠として機能し、売手による納税義務の履行を前提に、買手における控除の権利が確保されることとなります。

現行制度（区分記載請求書等保存方式）	インボイス制度
売手のステータス（課税事業者か免税事業者か等）にかかわらず、請求書等を保存して仕入税額控除を行う。	登録事業者が発行したインボイスの保存が要件。 消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者から行った課税仕入れは、仕入税額控除の対象とならない。

したがって、自身が免税事業者である場合、あるいは、仕入れ先が免税事業者である場合に、どのように対応するのが問題となります。

また、EUでは、紙のインボイスに起因する事業者のコスト負担が大きな問題となり、電子インボイスへの転換が進められています。

適格請求書等保存方式導入の課題
● 免税事業者からの課税仕入れへの対応
● 電子インボイスへの対応

4. インボイスとは

インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、現行の請求書等の記載事項に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」が追加された書類やデータをいいます。

正式な名称は、「適格請求書」、「適格簡易請求書」「適格返還請求書」とされています。

また、これらの書面の交付に代えて、その記載事項に係るデータ（電子インボイス）を提供することもできます（新消法 57 の 4⑤）。

(1) 適格請求書

「適格請求書」とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます（新消法 57 の 4①）。

適格請求書に様式の定めはなく、適格請求書という名称を付ける必要もありません。また、手書きであってもかまいません。請求書、納品書、領収書、レシート等、その名称を問わず、記載事項を満たしているものは、適格請求書に該当します（新消法 57 の 4①、インボイス通達 3-1）。

適格請求書の記載事項	
①	適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②	課税資産の譲渡等を行った年月日
③	課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減税率の対象にはその旨）
④	税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤	税率ごとに区分した消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）
⑥	書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

①の適格請求書発行事業者の名称は、請求書を交付する事業者が特定できる場合には、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません（インボイス QA 問 44）。例えば、電話番号を記載する方法により、適格請求書を交付する事業者を特定することができます。

※ 登録番号の構成

登録番号の構成は、「^{ローマ字}T」＋ 数字 13 桁（例：T1234567890123）です。

法人は、マイナンバー法によって付番された法人番号が数字 13 桁の部分となります。個人事業者はマイナンバーを使用しないで、新たな番号が付番されます（インボイス通達 2-3）。

区分	法人番号を有する者	法人番号を有しない者 (個人事業者、人格のない社団等)
登録番号	「T」＋ 法人番号	「T」＋ 数字 13 桁 マイナンバー（個人番号）は用いない

登録番号の表記は、半角・全角を問いません。

(2) 適格簡易請求書

適格請求書発行事業者が、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業又は駐車場業等の不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う事業を行う場合には、「適格請求書」に代えて「適格簡易請求書」を交付することができます（新消法 57 の 4②。新消令 70 の 11）。

適格請求書は「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」を記載事項としていますが、適格簡易請求書では「適用税率」又は「税率ごとに区分した消費税額等」のいずれかを記載すればよいとされています。また、適格簡易請求書では、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は、省略することができます。

適格請求書及び適格簡易請求書の具体的なモデルを示すと、次のようになります。

適格請求書	適格簡易請求書
<p>① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>② 取引年月日</p> <p>③ 取引の内容（軽減対象資産にはその旨）</p> <p>④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率</p> <p>⑤ 税率ごとに区分した消費税額等</p> <p>⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p>	<p>同左</p> <p>④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）</p> <p>⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 又は 適用税率</p> <p style="text-align: center;">省略</p>

適格簡易請求書では「適用税率」又は「税率ごとに区分した消費税額等」のいずれかを記載すればよいとされていますが、モデルが示すように、その両方を記載することに問題はありませぬ。

売上税額については、保存している適格請求書等の写しに記録されている「税率ごとに区分した消費税額等」の合計額に 100 分の 78 を乗じて計算する「積上げ計算」の特例（新消法 45⑤、新消令 62）

がありますが、適格簡易請求書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載していない場合は、この積上げ計算を行うことはできません。したがって、適格簡易請求書による場合であっても、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の両方を記載するのが一般的になると考えられます。

適格簡易請求書のメリットとしては、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載を省略することができる点が大きいでしょう。

例えば、小売店においては、顧客の氏名等を確認することなく、レジスターが発行するレシートを適格簡易請求書として交付することができる。

(3) 適格返還請求書

適格請求書発行事業者が売上げに係る対価の返還等を行った場合には、次の事項を記載した「適格返還請求書」を交付しなければなりません(新消法 57 の 4③)。

適格返還請求書の交付に代えて、その記載事項に係るデータを提供することもできます(新消法 57 の 4⑤)。

適格返還請求書の記載事項	
①	適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②	対価の返還等を行う年月日
③	対価の返還等のもとになる課税資産の譲渡等を行った年月日
④	対価の返還等のもとになる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減税率の対象にはその旨）
⑤	税率ごとに合計した売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き又は税込み）
⑥	売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

販売奨励金支払明細書		
XX年12月5日	△△商事(株)	
(株)〇〇御中	登録番号 T 012345...	
販売奨励金支払額	13,160円	
日付	品名	奨励金金額
11/30	野菜 *	540円
11/30	日本酒	1,100円
⋮	⋮	⋮
合計	13,160円	内消費税 1,160円
8%対象	2,160円	内消費税 160円
10%対象	11,000円	内消費税 1,000円
*軽減税率対象		

適格請求書の交付義務が免除される事業においては、適格返還請求書を交付する義務はありません(新消法 57 の 4③、新消令 70 の 9③)

(4) 電子インボイス

電子インボイスを提供する方法として、現在は、次のようなものが想定されています（インボイス通達3-2）。

- ① 光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供
- ② EDI取引における電子データの提供
- ③ Eメールによるデータの提供
- ④ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供

つまり、請求書のPDFファイルをEメールに添付して送信すれば、それは、電子インボイスの提供をしたということになります。

※ EDI (Electronic Data Interchange) 取引とは、通信回線を介して、商取引に関連するデータをコンピュータ間で交換する取引等をいいます。

●●●●区分記載請求書等保存方式では

現行（令和5年9月末まで）の区分記載請求書等保存方式では、消費者向け電気通信利用役務の提供を除いて、「請求書等」は紙ベースで保存することとされています。したがって、「請求書等」を電子メールやEDI取引等、データで受領した場合には、請求書等（書類）の交付を受けられなかったことにつき「やむを得ない理由がある」として、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことが認められています。請求に係るデータを保存する必要もありません。

5. 電子インボイスの標準仕様 ～EIPAの取組み～

ただし、事業者間で標準化されたインボイスデータを受け渡しして、バックオフィス業務とシームレスに連携する構想が現実のものとなりつつあります。

昨年7月、電子インボイスの標準仕様を策定・実証し、普及促進させることを目的として、「電子インボイス推進協議会」（E-Invoice Promotion Association：EIPA）が設立されました。EIPAは、国内ベンダー等119社・8人（令和3年8月23日現在）を会員とする組織であり、内閣官房情報通信技術総合戦略室と連携し、国内の事業者が共通的に使える電子インボイス・システムの構築に向けて、国際標準規格「Peppol（ペポル）」をベースとする電子インボイスの日本標準仕様を策定することを決定しました。

電子インボイス国内標準仕様「ドラフト第一版」は、8月27日に会員専用ページ内で公開され、EIPA会員によるレビューの後、今秋を目途にデジタル庁より正式公開される予定です。

来年秋には各ユーザーがシステム運用をできる状態にすることを目指しています。また、会員各社は、中小事業者も利用できる低コストでの提供を想定して、その標準仕様に対応する製品の開発に向けた作業を進めています。

適格請求書等保存方式は電子インボイスを主流とする仕組みとして開始するものと考えられます。

(1) 協会設立の目的

2020年6月に「社会的システム・デジタル化研究会」が発表した「社会的システムのデジタル化による再構築に向けた提言」において、2023年10月の適格請求書等保存方式の開始に際し、社会的コストの最小化を図るために、当初から電子インボイスを前提とし、デジタルで最適化された業務プロセスを構築すべきとしました。

そこで、日本国内で活動する事業者が共通的に利用できる電子インボイス・システムの構築を目指し、電子インボイスの標準仕様を策定・実証し、普及促進させることを目的として、「電子インボイス推進協議会」（英語名称：E-Invoice Promotion Association）を設立しました。

本会は、標準化・全体最適化され、現行の制度・仕組みからの移行可能性に配慮された電子インボイス・システムの構築・普及を通じて、商取引全体のデジタル化と生産性向上に貢献することを目指し、活動します。<https://www.eipa.jp>

(2) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）を契機として、業務全体のデジタル化を実現する

日本国内の事業者の業務プロセス全体には、紙・FAXでのやり取りを中心とした多くのアナログ処理が存在しており、特に中小・小規模事業者の生産性向上の妨げとなっています。

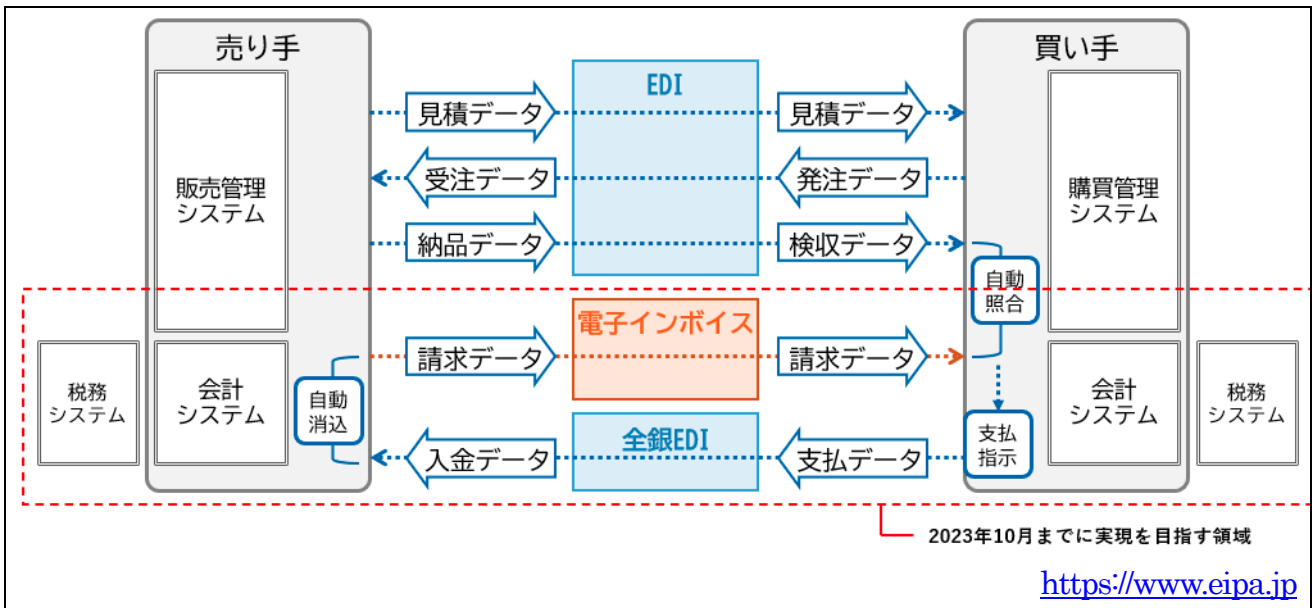
この問題を解消するためには、単に紙での処理の「電子化」（Digitization）を進めるのではなく、デジタルを前提として業務のあり方そのものを見直す「デジタル化」（Digitalization）を推し進め、業務全体の圧倒的な効率化を実現する必要があります。

EIPAは、2023年10月から導入される「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」を見据え、まずは請求に係る業務プロセスのデジタル化、すなわち事業者間で共通的に使える電子インボイス・システムの構築を実現します。

この電子インボイスの利用を通じて請求～支払、さらに後工程の入金消込業務までシームレスにデータ連携されることで、バックオフィス業務の効率化を図ることができます。

さらには電子インボイスの普及によって事業者の業務デジタル化が加速し、前工程である見積・受発注までもデジタル化が波及する流れにつなげていきたいと考えています。

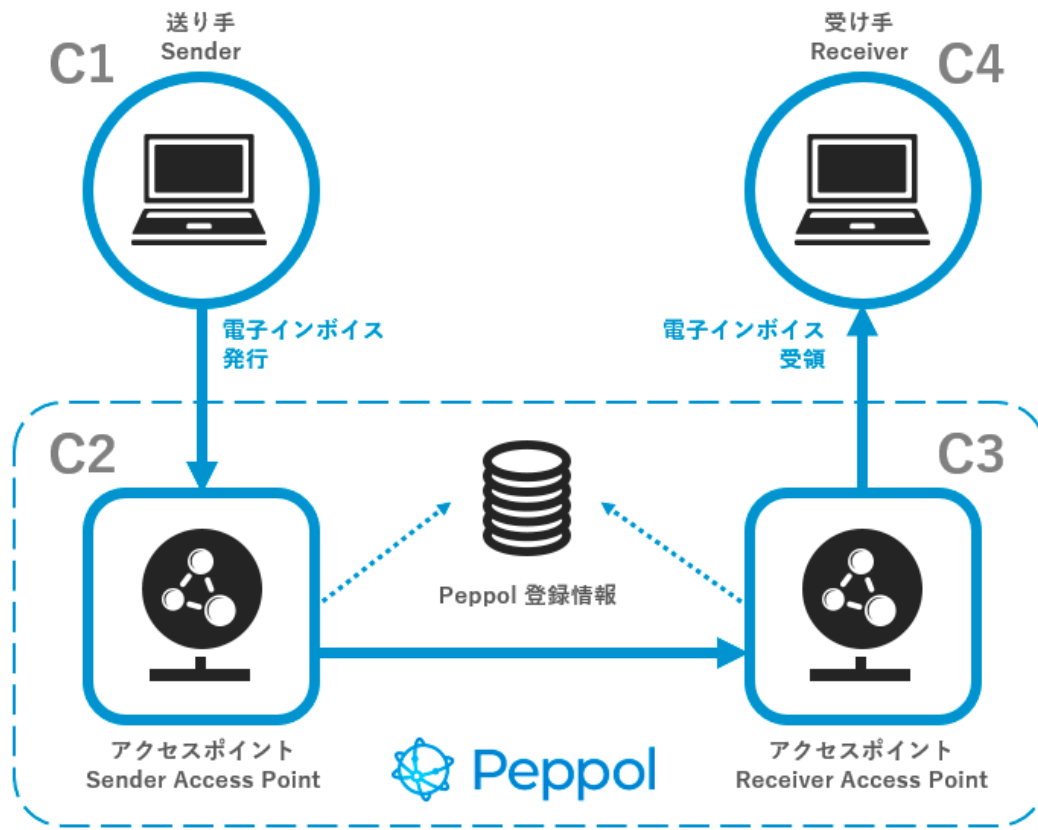
なお、国内の事業者が共通的に使える電子インボイス・システムの構築に向けて、EIPAでは国際標準規格「Peppol（ペポル）」をベースとして電子インボイスの日本標準仕様を策定することを決定しました。



(3) 国際標準仕様「Peppol」について

「Peppol (ペポル)」は、電子インボイスなどの電子文書をネットワーク上で授受するための国際的な標準規格です。もともとは欧州の公共調達の仕事として導入されましたが、その後に事業者間の取引においても利用されるようになりました。

現在は欧州各国をはじめ、シンガポール、オーストラリアなど世界 30 か国以上で採用されており、「Peppol」に基づく電子インボイスの国際的な利用が進んでいます。



「Peppol」のネットワークは、「4 コーナーモデル」と呼ばれるアーキテクチャです。送り手から受け手に対して、アクセスポイントを介して電子インボイスが送信されます。

これはちょうどEメールを送るときに、メーカー(アプリケーション)からインターネットプロバイダーを介して相手先に届くのと似ています。「Peppol」を利用する事業者はPeppolのネットワーク上に利用登録を行えば、Peppolを利用しているあらゆる事業者と電子インボイスの授受ができるようになります。

EIPAでは現在、「Peppol」が定める国際標準規格の仕様について詳細な調査・分析を進めるとともに、日本の法令や商慣習に合わせるための必要な追加要件を整理し、2021年半ばを目途に電子インボイスの国内標準仕様(初版)の策定と公開を目指しています。

<https://www.eipa.jp>

(4) タイムスケジュール

2020年12月	標準仕様に「PEPPOL」採用を決定
2021年半ば	電子インボイス国内標準仕様(初版)公開予定
2022年秋	各企業がシステム運用できる状態に
2023年10月	インボイス制度開始

EIPAは、2022年秋に事業者が電子インボイスに対応したソフトウェアを使用できる状態になることを目指しています。

今後は「Peppol」が定める標準規格について詳細な調査、分析を進めるとともに、「日本標準仕様」として必要な追加要件を整理し、2021年半ばを目途に電子インボイスの国内標準仕様(初版)の策定と公開を目指します。

また、会員各社是对応製品などの開発に向けた作業をEIPAと連携して進めていきます。

<https://www.eipa.jp>

(5) 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

第2章. 次なる時代をリードする新たな成果の源泉 ～4つの原動力と基礎づくり～

2. 官民挙げたデジタル化の加速

(2) 民間部門におけるDXの加速

こうした基盤整備を追い風に、地方における中小企業も含めて非対面型ビジネスモデルへの変革や新産業モデルを創出する。このため、企業全体で取り組むデジタル投資を税制により支援し、特に中小企業においては、IT導入サポートを拡充し、そのDX推進を大胆に加速するほか、標準化された電子インボイスや、金融機関による支援等も通じた中小企業共通EDI等の普及促進を図る。

(6) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

2. 徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現

(10) 相互連携分野のデジタル化の推進等による経済社会のデジタル化

① 相互連携分野のデジタル化の推進

ア 電子インボイス

民間事業者間の請求等に関するプロセスのデジタル化が必ずしも十分ではなく、また、システム間でのデータ連携が円滑に実施されないことが、中小・小規模事業者をはじめとする事業者のバックオフィス業務や事務処理の負担となっている。

このため、インボイス制度に移行する令和5年(2023年)10月を見据え、会計・業務システム間でのデータ連携を実現することにより事業者の負担軽減と効率化を図る観点から、官民連携の下、グローバルな標準規格をベースに「電子インボイス」に関する標準仕様を策定する。デジタル庁は標準仕様の管理者となり、関係府省庁と連携の上、業務ソフト等の普及を推進する。

標準化された電子インボイスやクラウド会計ソフト等の利用による経理事務のデジタル化及び経営・財務状況の把握の高度化・リアルタイム化を推進しつつ、バックオフィスの生産性向上を図る。

また、政府調達システムについて、システムの共同利用化を検討するとともに、インボイス制度への移行までに、請求等のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める。

6. 電子帳簿保存制度の見直し

電子帳簿保存制度の概要

電子帳簿保存制度の概要

国税関係帳簿	国税関係書類			データで授受した請求書等
	決算関係書類	取引関係書類 (紙で授受した請求書等)		
		紙で発行	紙で受領	
原則：紙で保存 特例：データ保存 (電帳法 4①)	原則：紙で保存 特例：データ保存 (電帳法 4②)	原則：紙で保存 特例：スキャナ保存 (電帳法 4③)		原則：データ保存 特例：紙出力で保存 (電帳法 10) 対象：所得税(源泉所得税を除く)及び法人税
国税関係帳簿書類の電子保存制度		スキャナ保存制度		電子取引の取引情報の保存制度



令和4年1月1日以後は、データ保存の要件を大幅に緩和

承認制度の廃止	紙出力で保存不可
優良電子帳簿は、過少申告加算税を5%軽減	電子データの改ざん等は重加算税を10%加算

(1) 国税関係帳簿書類の電子保存制度

① 概要

文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務付けられている帳簿書類は、税務署長の承認を受け、所定の要件の下で、プリントアウトせずに、作成した電子データのまま保存することができるものとされています(電子帳簿保存法 4①②)。

対象となる帳簿 (国税関係帳簿)	対象となる書類 (国税関係書類)
仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳等	①決算関係書類 …損益計算書、貸借対照表など ②相手方に交付する書類 …見積書、請求書、納品書、領収書等の写し

② 令和3年度税制改正による見直し

承認制度は廃止されます。

帳簿書類の電子保存のシステム要件では、現行は、①PC等の閲覧用のモニター、説明書の備付け、②検索機能、訂正削除履歴の確保などがありますが、最低限①を満たせば、電子保存が可能にな

り、①②の両方を満たせば、税制上のメリット（過少申告加算税の額から申告漏れに係る税額の5%相当額を控除する等）があります。

改正事項	適用時期
承認制度は廃止される。	帳簿は、R4.1.1以後に開始する事業年度に係る国税関係帳簿から適用 書類は、R4.1.1以後作成等する国税関係書類から適用
次の要件を満たす場合にも電子保存が可能となる。 <ul style="list-style-type: none"> マニュアル等を具備すること ディスプレイ等に整然かつ明瞭に出力が可能であること 税務職員によるダウンロードの求めに応じること 	
優良電子帳簿については、その記載事項に関して修正申告又は更正があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する（届出が必要）。	R4.1.1以後に法定申告期限が到来する事業年度から適用

(2) スキャナ保存制度

① 概要

文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務付けられている帳簿書類は、税務署長の承認を受け、所定の要件の下で、紙のままではなく、スキャナで読み取った電子データの形式で保存することができるものとされています（電子帳簿保存法4③）。

対象となる書類	
①相手方から受け取った書類	②相手方に交付する書類の写し

② 令和3年度税制改正による見直し

スキャナ保存の承認件数は、令和2年3月時点で4,000件に過ぎませんが、厳しい内部統制要件が抜本的に見直され、ペーパーレス化が推進されるものと期待されています。

承認制度は廃止されます。

スキャナ保存制度のシステム要件では、検索機能の確保や訂正削除履歴の確保などがありますが、検索要件は、日付・金額・取引先のみにも簡素化されます。

内部統制要件では、スキャナ保存特有の要件であるタイムスタンプ付与までの期限が3日以内から最長約2ヶ月以内までに緩和されます。

また、保存後の社内での原本とデータの突合作業である定期検査実施までは原本の廃棄ができませんでしたが、スキャナ後すぐに原本を廃棄できるようになります。

そのほか、2名以上での事務処理という相互けん制要件を廃止して1名での事務処理が可能になり、書類への自署要件も廃止され、自署が不要になります。

改正事項	適用時期
承認制度は廃止される。	R4.1.1 以後に行う国税関係書類のスキャナ保存から適用
自署が不要となる。	
書類受領者によるタイムスタンプ付与までの期限が3日以内から最長約2ヶ月以内となり、タイムスタンプに代えて、履歴閲覧が可能なシステムへの電子保存が可能となる。	
相互けん制や定期検査、社内規程整備の実施といった適正事務処理要件が廃止される。	
検索要件について、検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定する緩和措置。	
スキャナ保存をしたデータについて改ざん等が認められた場合には、重加算税が10%加算される。	R4.1.1 以後に法定申告期限が到来する事業年度から適用

(3) 電子取引の取引情報保存制度

① 概要

電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、その電子取引の取引情報に係る電子データを保存しなければならないこととされています。

ただし、所定の方法で、出力することにより作成した書面又はマイクロフィルムを保存することもできます（電子帳簿保存法10）。

「電子取引」とは、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。）の授受を電磁的方式により行う取引をいい（電子帳簿保存法2六）、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。）、インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じて取引情報を授受する取引等が含まれます。

② 令和3年度税制改正による見直し

検索要件が簡素化され、前々事業年度（個人は前々年）の売上高が1000万円以下の事業者は全ての検索要件が不要になります。

改正事項	適用時期
タイムスタンプ付与までの期限が3日以内から最長約2ヶ月以内となる。	R4.1.1 以後に行う電子取引の取引情報から適用
検索要件について、検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定する緩和措置。前々事業年度の売上高が1000万円以下の事業者は、全ての検索要件が不要となる。	
出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は、廃止する。	

<p>保存したデータについて改ざん等が認められた場合には、重加算税が 10% 加算される。</p>	<p>R4.1.1 以後に法定申告期限が到来する事業年度から適用</p>
---	--------------------------------------

③ 消費税法の改正

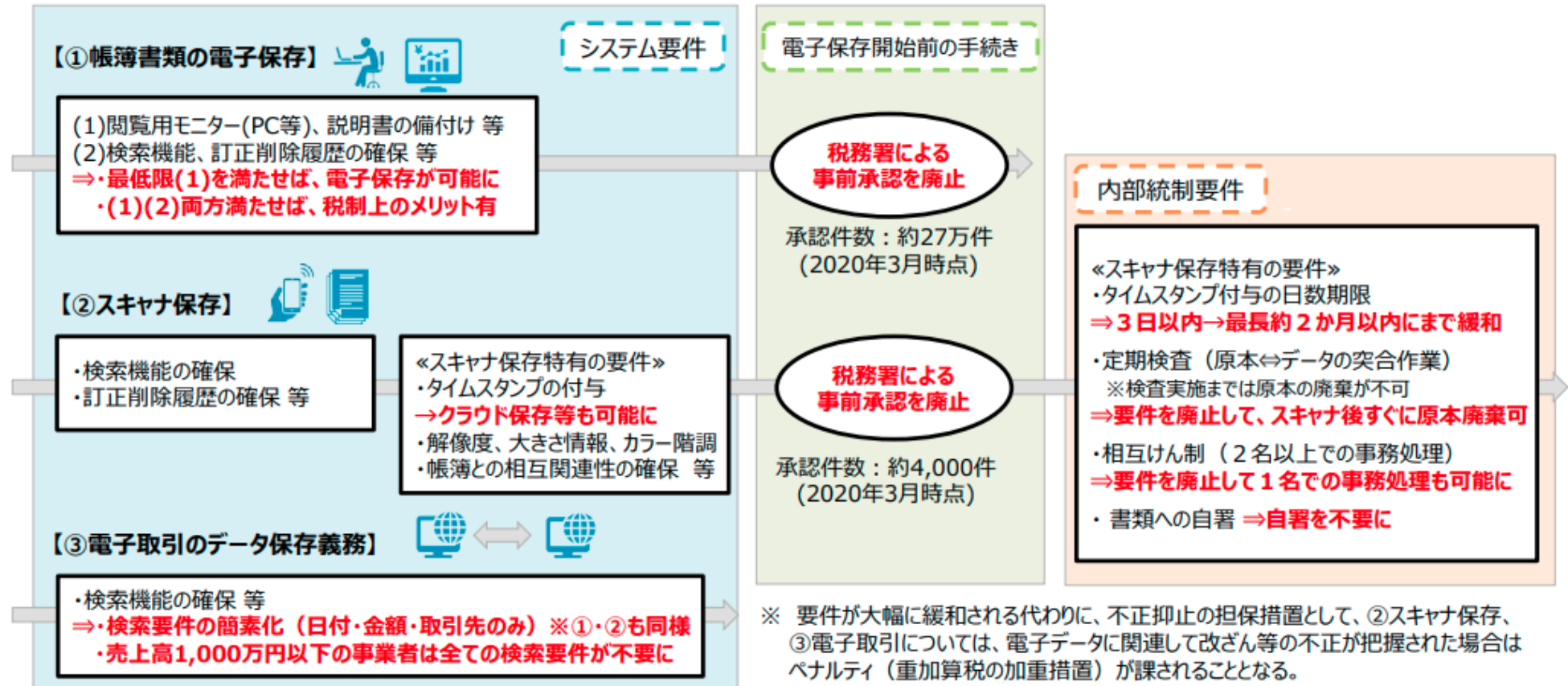
電子帳簿保存法における電子取引の取引情報の保存制度は、所得税と法人税に係るもののみがその対象となっているため、重加算税を 10%加算する措置も所得税と法人税に係るもののみが対象となります。

そこで、消費税法においても、データ保存している事項に関する改ざん等が行われた場合に、重加算税を 10%加算する特例が創設されました（消法 59 の 2、消令 71 の 2、消規 27 の 2、27 の 3）。

【令和3年度税制改正による見直しの全体像】

令和3年度税制改正大綱では、電子帳簿保存制度について、事前承認の廃止など抜本的な見直しが盛り込まれました。

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理電子化による生産性向上、テレワーク推進、記帳水準向上及び適正な課税の実現等の観点からの改正であり、①システム要件、②事前手続き、③内部統制要件の三位一体見直しにより、利用促進が期待されます。



出典：経済産業省「令和3年度(2021年度)経済産業関係税制改正について(令和2年12月)より(一部加工)

7. 郵便法の改正

令和2年12月に公布された「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第70号)」に基づき、関係法令が施行され、日本郵便株式会社(日本郵便)は、次のとおり、サービスを見直す予定です。

請求書を発送する場合には、これらの見直しが、少なからず月次の業務に影響を与えるものと考えられます。

(1) 土曜日の配達休止

令和3年10月2日(土)から、普通扱いとする郵便物およびゆうメールの土曜日配達を休止します(特定記録とするものを含みます)。

(2) お届け日数の繰下げ

令和3年10月から、普通扱いとする郵便物およびゆうメールのお届け日数を、1日程度段階的に繰り下げます。

引受日	おおむね17時まで(※1)の差出しで翌日配達地域		おおむね17時まで(※1)の差出しで翌々日配達地域	
	改訂前	改訂後	改訂前	改訂後
月	火	水	水	木
火	水	木	木	金
水	木	金	金	月
木	金	月	土	月 ※2
金	土	月 ※2	月	火
土	月	火	月	火 ※2
日	月	火 ※2	火	水

※ 1 土曜、日曜および休日では、差出し締切時刻が異なる場合があります。

※ 2 令和2年10月から繰り下げます。なお、その他の曜日は、令和4年1月以降、段階的に繰り下げしていきます。

(3) 変更しないサービス


ゆうパック、ゆうパケット、クリックポスト、レターパックプラス、レターパックライト、速達、レタックス、書留、簡易書留などにつきましては、引き続き、土曜日、日曜日および休日も配達し、お届け日数に変更はありません。

8. インボイス制度導入に当たっての事前準備

インボイス制度では、登録事業者が発行したインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。仕入れをする事業者にとっては納付税額を減らすための金券ともいえ、売手には、適正なインボイスを交付し、その写しを保存することが求められます。

買手は、取引ごとに確実にインボイスの交付を受け、これを保存するオペレーションを整える必要があります。

(1) 売手の立場としての事前準備

R5.10.1	
売手の事前準備	
① 登録事業者の申請 (R3. 10. 1 開始、原則として R5. 3. 31 まで)	
② インボイスの交付方法の決定	
③ レジや経理・受注システムなどの改修	
④ 取引先に、登録番号とインボイスの交付方法を連絡	
⑤ 社員研修の実施	

① 登録事業者の申請

インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。登録申請の受付は、令和3年10月1日に開始します。原則として、令和5年3月31日までに申請すれば、適格請求書等保存方式の開始から登録事業者となります。

② インボイスの交付と保存の方法

課税資産の譲渡等を行う場合に、何をインボイスとするか（請求書、納品書、レシートなど）、また、インボイスの交付をどのような方法で行うか（紙の交付か、電子インボイスの提供か）を検討し、必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修を行います。

多くの場合、現状において交付している書類（請求書、納品書、レシートなど）に登録番号等を記載して、適格請求書とすることができます。請求書等を、Eメールでの送信、インターネット上に設けたサイト上でのデータの交換、EDI取引によるデータの提供などで行っている場合も、登録番号等のデータを追加するだけで対応することができます。

一つの書類で記載事項のすべてを満たすことができない場合には、複数の書類やデータを組み合わせ、適格請求書とすることもできます。

ただし、複数の書類やデータを組み合わせ、適格請求書の記載事項を充足するという選択は、業務を混乱させる恐れがあるため、できるだけ避けるべきでしょう。したがって、新たな請求書等の様式を検討することも考えられます。

その際には、電子インボイスの標準仕様の策定と電子インボイス・システムの構築に注視する必要があります。このシステムの採用が、自社の業務の全体を見直す「デジタル化」(Digitalization)の

きっかけとなり、オペレーションの効率化や生産性向上につながると考えられるからです。

また、交付したインボイスの写しやデータの保存方法についても、検討してかなければなりません。

③ システムの改修

インボイスの交付方法や保存の方法は、システムの改修がどの程度必要になるかが、判断材料の一つになります。

また、システム改修は、効率化のために業務全体を見直す機会でもあります。

なお、適格請求書等保存方式の開始前に、適格請求書の記載事項を記載した書類を交付し、データを提供することに問題はありませぬ。適格請求書等保存方式の開始前において、区分記載請求書等に登録番号を記載しても、取引の相手方が行う仕入税額控除の要件に影響はなく、適格請求書の発行に対応したレジシステム等の改修を行った時点で、適格請求書の記載事項を満たした請求書等を発行することができます。

④ 取引先との連絡

交付する適格請求書と交付方法を決定した後は、取引先へ周知する必要があります。適格請求書等保存方式への移行をスムーズに進めるためには、電子インボイスによる場合はその旨を、それ以外の書類やデータを適格請求書とする場合はその旨を、相互に確認しておかなければなりません。

上述のとおり、複数の書類やデータを組み合わせて適格請求書の記載事項を充足するという選択は避けるべきですが、やむを得ずそのような方法による場合は、相当に丁寧な説明が必要となるでしょう。

⑤ 社員研修

適格請求書等保存方式に係る社員研修の実施も、必要になると考えられます。

(2) 買手の立場としての事前準備

R5.10.1

買手の事前準備

- ① 仕入れ先が登録していない場合の対応の検討
- ② インボイスの保存方法の検討
- ③ 経理・発注システムなどの改修
- ④ 取引先に、事業者登録の有無、インボイスの様式と受領方法を確認
- ⑤ 社員研修の実施

インボイス制度開始

① 仕入れ先が登録していない場合の対応の検討

課税仕入れであっても、消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者から行った課税仕入れは、仕入税額控除の対象となりません。つまり、仕入れ先が登録事業者であるか否かで、仕入れに係る「取引総額」の意味が変わってくるということです。登録事業者からの仕入れについては、取引総額「本体価格+税」のうち「+税」については、消費税の申告を通じて、売上税額から控除されて精算されます。しかし、登録事業者以外からの仕入れについては、取引総額全体が「本体価格」、すなわち、費用となります。

したがって、こうしたことを踏まえて、買手は、「売手がインボイス発行事業者なのか否か」を確認した上で、売手との間で取引の価格を確認する必要性が生じます。

この場合、独占禁止法又は下請法に配慮することが求められます。取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して取引の相手方に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法上の問題があると考えられ、また、資本金の額及び取引の内容から、下請法の対象となる場合において、発注者である親事業者が、取引先である下請事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行うことは、下請法上の問題が生じるものと考えられます。

公正取引委員会は、消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法違反行為及び下請法違反行為に対し、厳正に対処することとしています。

※ なお、免税事業者からの仕入れについて、令和8年9月30日まではその80%を、その後令和11年9月30日まではその50%を仕入税額控除の対象とする特例が設けられています(下記参照)。

② 受領したインボイスの保存方法

買手の立場としては、どのような方法でインボイスを保存するのか検討が必要です。この場合、電子インボイスを提供されることを想定した対応の検討が必須でしょう。

電子インボイスをデータのまま保存する場合は、電子帳簿保存法に定められた要件に準じて保存しなければなりません。令和3年度税制改正において、電子帳簿保存法は、要件を大幅に緩和する改正が行われました。

また、改正後の電子帳簿保存法は、電子取引の取引情報について、データ保存のみを認め、紙に印刷して保存することを認めていませんが、消費税法では、提供された電子インボイスのデータを紙に印刷して保存することを認めています。この場合には、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要があります。

③ システム改修

どのような方法でインボイスを保存するのかを決定したら、必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修を行います。

④ 取引先との連絡

また、継続的に取引を行う取引先（売手）に対して、適格請求書発行事業者の登録の有無、受領するインボイスの様式、インボイスの受領方法を確認しておきましょう。

⑤ 社員研修

適格請求書等保存方式に係る社員研修の実施も、必要になると考えられます。

2 適格請求書発行事業者登録制度

1. 適格請求書発行事業者の登録

「適格請求書発行事業者」とは、課税事業者であって、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者をいいます（新消法 57 の 2①～③）。

登録は、課税事業者が自ら税務署長に申請して行うものであり、したがって、課税事業者であっても適格請求書発行事業者として登録しない者が存在することになります。ただし、仕入れを行う事業者は、仕入税額控除を行うために適格請求書の交付を求めますから、大半の課税事業者は登録をするものと考えられます。

また、納税義務が免除される事業者であっても、適格請求書等を交付する必要に迫られ、課税事業者となることを選択して登録する場合があります。財務省は、これによる税収増が 2480 億円になると試算しています。

2. 登録の要件

適格請求書発行事業者の登録は、課税事業者でなければできません。

また、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者は、登録を受けることができません（新消法 57 の 2⑤）。

3. 登録の申請と通知

適格請求書登録事業者になろうとする事業者は、所轄税務署長に対して、「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」を提出します（新消法 57 の 2②）。

事業者から、登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を書面で通知することとされています（新消法 57 の 2③④⑤⑦）。

郵送等により提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。

4. e-Tax による申請

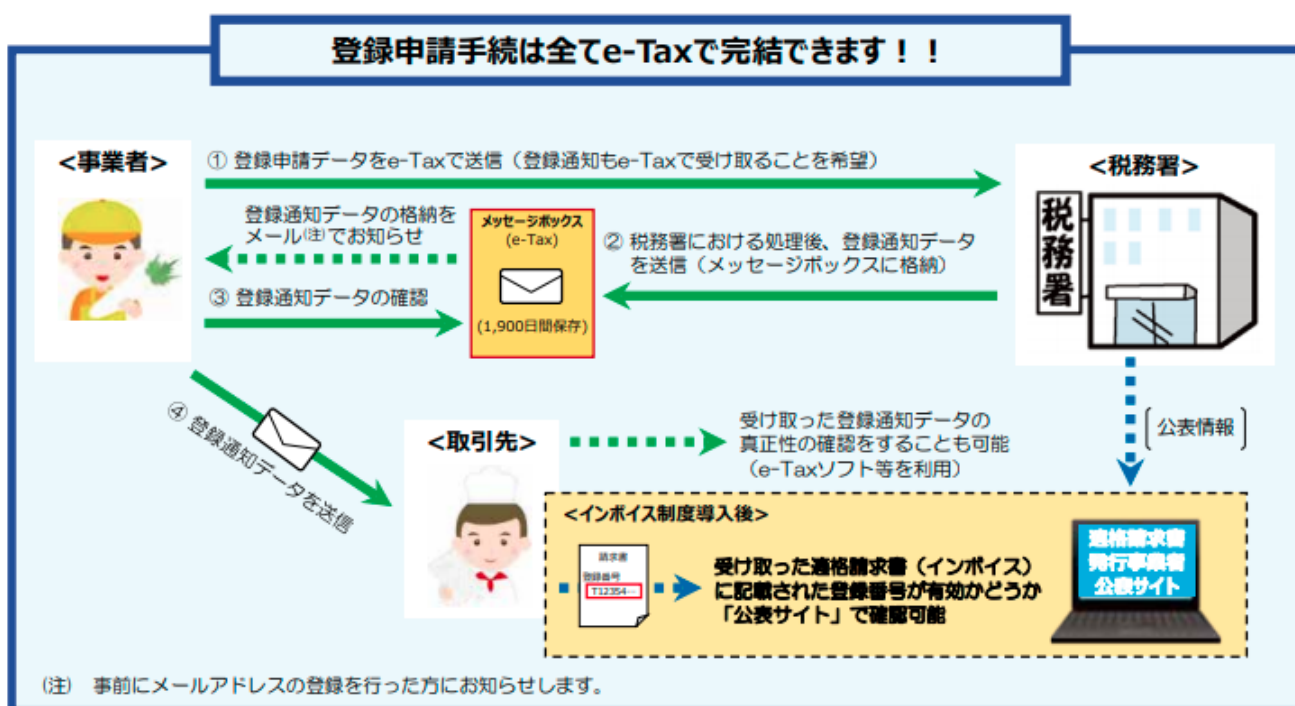
国税庁は、e-Tax による申請を推奨しています。

e-Tax で申請する際に「登録通知書の電子通知」に同意する※と、税務署での処理後、速やかに登録通知がメッセージボックス内に格納され、1,900 日間保管されます。

※ 「本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織（e-Tax）による通知を希望します」と表示されるので、チェック を入れてください。

また、事前に登録したメールアドレスに、登録通知がメッセージボックス内に格納された旨を知らせるメールが送信されます。関与税理士のメールアドレスをあわせて登録しておけば、事業者と関与税理士の双方にメールが送信されます。

登録通知の電子データには、税務署による認証が付されているため、改ざんのないデータであることが確認でき、取引先に対しても、メールに登録通知のデータを添付して連絡することができます。また、書面通知と同様の形式で印刷することができます。



出典：国税庁

5. 登録の効力

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（登録日）に発生します。

上述のとおり、「登録通知書の電子通知」に同意してe-Taxで申請すれば、税務署での処理後、速やかに登録通知がメッセージボックス内に格納されます※。しかし、書面による場合には、登録から日を経て通知を受け取ることになります。

※ 登録通知のメッセージボックスへの格納は、パンフレットにおいて「登録とほぼ同時に」とされていましたが、現在は、インボイスQA問3において、「税務署での処理後、速やかに」とされています。また、インボイスQA問4には、「登録申請書」を提出してから通知までの期間は、e-Tax申請は2週間程度、書面申請の場合は1か月程度と記載されています。

登録日から通知を受けるまでの間の取引について、既に請求書を交付している場合には、通知を受けた後、適格請求書の記載事項を満たした請求書を改めて相手方に交付する必要があります。

ただし、通知を受けた後に登録番号などの適格請求書の記載事項として不足する事項を相手方に書面等※で通知することで、既に交付した請求書と合わせて適格請求書の記載事項を満たすことができます（インボイス通達2-4）。

※ 既に交付した書類との相互の関連が明確であり、書面等の交付を受ける事業者が適格請求書の記載事項を適正に認

識できるものに限ります。

6. 電気通信利用役務の提供に係る登録国外事業者

電気通信利用役務の提供に係る登録国外事業者は、令和5年10月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けたものとみなされます（28年改正法附則45①）。

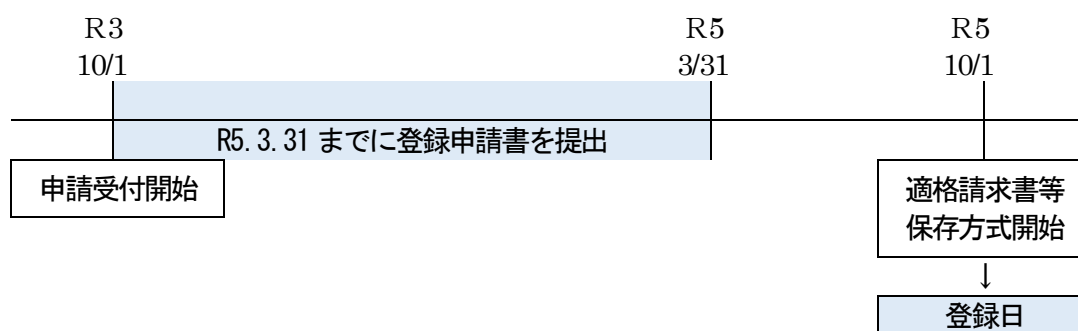
7. 登録申請の時期

(1) 申請の受付開始

適格請求書発行事業者の申請の受付は、令和3年10月1日に開始します（28年改正法附則1八、44①）。

(2) 令和5年10月1日に登録を受けようとする場合

適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日までに登録申請書を所轄税務署長に提出する必要があります（28年改正法附則44①）。



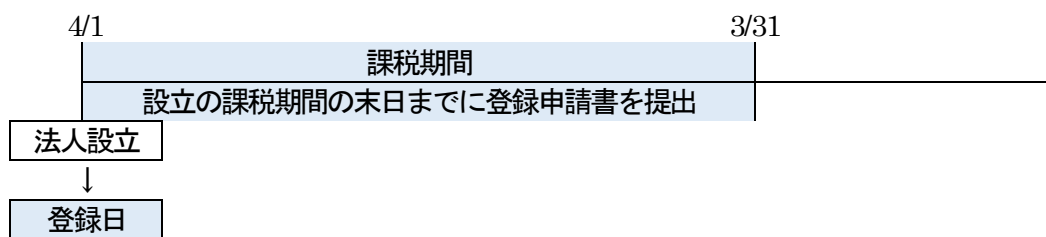
ただし、令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき「困難な事情」がある場合において、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます（改正令附則15）。

「困難な事情」については、その困難の度合いは問いません（インボイス通達5-2）。

※ 特定期間における課税売上高が1000万円を超えたことにより課税事業者となる場合は、「令和5年3月31日」は、「令和5年6月30日」に読み替えてください。

(3) 新設法人等の登録時期の特例

新たに設立した法人が、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、事業を開始した日の属する課税期間の末日までに提出した場合において、税務署長により適格請求書発行事業者登録簿への登載が行われたときは、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます（新消令70の4、新消規26の4、インボイス通達2-2）。新設合併、新設分割、個人事業者の新規開業等の場合も同様です。



① 課税事業者である法人

課税事業者である法人は、事業を開始した課税期間の末日までに、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を提出することで、新設法人等の登録時期の特例の適用を受けることができます。

② 免税事業者である法人

免税事業者である法人は、登録申請書に併せて課税事業者選択届出書を提出する必要があります。

8. 免税事業者の登録

(1) 事業継続のための課税事業者の選択

免税事業者や消費者など登録をしていない者は、登録番号を記載したインボイスを交付することができません（新消法57の2①、インボイス通達2-5）。したがって、免税事業者は、仕入税額控除をできないという理由で、取引から排除される可能性、あるいは、消費税相当額を支払わない交渉をされる可能性があります。

免税事業者は、事業を継続するために、課税事業者を選択する必要があるかどうか、検討しなければなりません。

たとえば不動産賃貸業等の課税仕入れがほとんどない事業である場合には、課税事業者を選択し、簡易課税制度によるといった方法も考えられます。

(2) 令和5年10月1日の属する課税期間に登録する場合

課税事業者の選択は、課税事業者選択届出書を提出して行います。ただし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、課税選択届出書の提出を不要とする経過措置が設けられています。

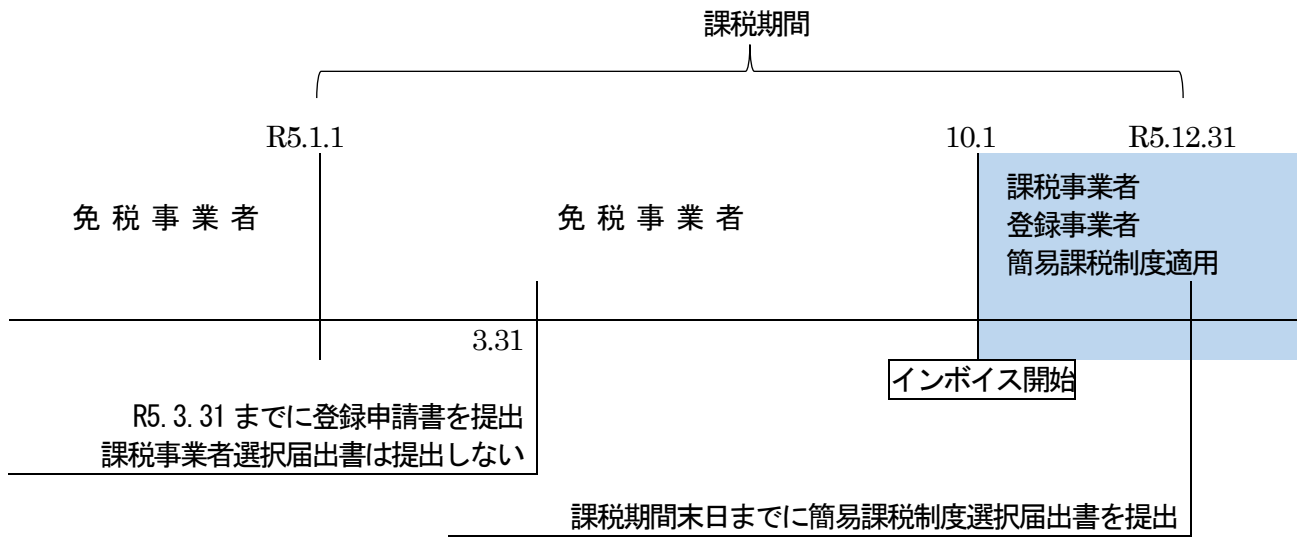
令和5年3月31日までに登録申請書を提出すれば、登録拒否要件に該当しない限り、令和5年10月1日に登録され、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者である課税事業者となります（28年改正法附則44④、インボイス通達5-1）。

この場合、令和5年10月1日からその課税期間の末日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れ等を基礎に申告書を作成することになります。

〇〇〇簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例

この経過措置により、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となる場合において、令和5年10月1日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その課税期間の初日の前日に簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされ、令和5年10月1日から簡易課税制度を適用することができます(改正令18)。

この場合、簡易課税制度選択届出書に、この提出時期の特例の適用を受ける旨を記載しなければなりません(改正令18)。



(3) (1)の翌課税期間以後に登録する場合

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以後に登録を受ける場合には、登録申請書及び課税事業者選択届出書を提出する必要があります(インボイス通達2-1)。

免税事業者が翌課税期間から課税事業者となることを選択し登録を受けようとする場合は、その翌課税期間の初日の前日から起算して1月前の日(登録日が1月1日であればその前年の11月30日)までに、登録申請書を提出しなければなりません(新消法57の2②、新消令70の2)。

9. 免税事業者となるための登録の取りやめ

適格請求書発行事業者には、事業者免税点制度は適用されません(新消法9①、インボイス通達2-5)。

したがって、適格請求書発行事業者は、基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高が1000万円以下となっても、登録の取りやめの手続きを行わない限り、免税事業者となることはできません。

適格請求書発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に、「登録取消届出書」(「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」)を提出することにより、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます(新消法57の2⑩一)。

登録の効力が失われる日は、次のとおりです（新消法 57 の 2⑩一）。

登録取消届出書の提出日		登録の効力が失効する日
課税期間の末日 から起算して	30 日前の日の前日まで	届出の翌課税期間の初日
	30 日前の日からその課税期間の末日までの間	届出の翌々課税期間の初日

登録取消届出書の提出の効果は、月単位ではないため、月の大小により変則的になります。

たとえば、課税期間の末日が 3 月 31 日である場合、3 月 31 日から起算して 30 日前の日は、3 月 2 日です。その前日の 3 月 1 日に提出すれば翌課税期間の初日に登録の効力がなくなりますが、3 月 2 日に提出すれば、翌々課税期間の初日となります。

また、課税期間の末日が 4 月 30 日である場合、4 月 30 日から起算して 30 日前の日は、4 月 1 日です。その前日の 3 月 31 日に提出すれば翌課税期間の初日に、4 月 1 日に提出すれば翌々課税期間の初日に、登録の効力がなくなります。

10. 事業を廃止した場合

適格請求書発行事業者が事業を廃止し、「適格請求書発行事業者の事業廃止届出書」を提出した場合は、事業を廃止した日の翌日に登録の効力が失われます（インボイス通達2-8）。

適格請求書発行事業者である法人が合併により消滅し、「合併による法人の消滅届出書」を提出した場合には、法人が合併により消滅した日に登録の効力が失われます（インボイス通達2-7）。

11. 登録の取消し

税務署長は、次の場合に適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます（新消法 57 の 2⑥）。

登録の取消し事由
<ul style="list-style-type: none"> ● 1年以上所在不明であること ● 事業を廃止したと認められること ● 合併により消滅したと認められること ● 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと

12. 適格請求書発行事業者の公表

交付を受けた請求書等が適格請求書に該当することを客観的に確認できるよう、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」（以下「公表サイト」）に公表されます（新消令 70 の 5）。

公表サイトでは、受領した請求書等に記載されている番号が「登録番号」であるか、また、その記載された「登録番号」が取引時点において有効なものか（適格請求書発行事業者が取消等を受けていないか）を確認することができます。

(1) 公表される事項

公表される事項は、次のとおりです（新消令 70 の 5①）。

国税庁ホームページに公表される事項	
法人	個人事業者
① 適格請求書発行事業者の名称	① 適格請求書発行事業者の氏名
② 登録番号	② 登録番号
③ 登録年月日	③ 登録年月日
④ 登録取消年月日、登録失効年月日	④ 登録取消年月日、登録失効年月日
⑤ 本店又は主たる事務所の所在地	個人事業者から申出があった場合には次の事項も追加 ⑤ 主たる事務所の所在地（1つ） ⑥ 主たる屋号（1つ）

- ※ 特定国外事業者（事務所、事業所等を国内に有しない国外事業者）以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地が公表されます。
- ※ 特定国外事業者は、消費税に関する税務代理人があること等が登録の要件となります（新消法 57 の 2⑤二）。
- ※ 人格のない社団等の本店又は主たる事務所の所在地は、申出があった場合に公表されます。

(2) 掲載日

適格請求書発行事業者情報等の公表サイトへの掲載は、税務署での登録処理後、原則として、登録簿への登載日の翌日に行います。

登録申請受付開始直後の令和 3 年 10 月については、多くの「登録申請書」が提出され、税務署による審査に時間を要することが予想されるため、令和 3 年 10 月中に登録された場合は、一括して令和 3 年 11 月 1 日に公表サイトに掲載されます。

(3) 公表期間

公表サイトへは、令和 3 年 10 月 1 日に国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト「特集インボイス制度」内のトップページからアクセスできるようになります。

公表サイトでは、過去に行われた取引についても取引時点での取引先の登録状況を確認できるよう、登録の取消や失効があった場合でも、取消・失効後 7 年間は、適格請求書発行事業者情報と取消・失効年月日を公表サイトに掲載し、7 年経過後に公表サイトから削除します。

(4) 検索機能

登録番号による検索が可能です。

「登録番号」以外の例えば「氏名又は名称」などは、表記可能な字体に置き換えを行っている場合や同姓同名の場合など、正しく検索できない可能性もあるため、「登録番号」以外では検索できません。

3 適格請求書発行事業者による適格請求書の交付と写しの保存

1. 交付と保存の義務

適格請求書発行事業者は、課税事業者から求められたときは、原則として、「適格請求書」又は「適格簡易請求書」を交付し、その写しを保存しなければなりません（新消法 57 の 4①⑥）。

また、売上対価の返還等を行った場合には、「適格返還請求書」を交付しなければなりません。

これらの書類の交付に代えて、「これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録（電子インボイス）」を提供し、その電磁的記録（データ）を保存することができます（新消法 57 の 4⑤）。

適格請求書発行事業者が交付し保存するもの	
課税資産の譲渡等 ……	適格請求書又は適格簡易請求書（データの提供によることが可能）
売上対価の返還等 ……	適格返還請求書（データの提供によることが可能）

ただし、事業の態様を考慮して、適格請求書の交付義務が免除される特例が定められています。

2. 適格請求書の交付義務が免除されるもの

次の課税資産の譲渡等については、適格請求書の交付義務が免除されます（新消法 57 の 4①、新消令 70 条の 9②）。

適格請求書の交付義務が免除されるもの	
イ	3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送（公共交通機関特例）
ロ	出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。）
ハ	生産者が農協、漁協、森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。）
ニ	3万円未満の自動販売機による商品の販売等
ホ	郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る。）

イは公共交通機関、ロは生鮮食料品の卸売市場への出荷、ハは農協等への無条件委託、ホは郵便局です。いずれも、非常に限られた業種となっています。

したがって、一般の事業者が適格請求書発行事業者となった場合には、ニの「3万円未満の自動販売機による商品の販売等」に該当しない限り、消費税の課税事業者から求められた場合には、適格請求書等を交付しなければなりません。

3. 写しの保存期間

適格請求書等、適格返還請求書の写しは、交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません（新消令 70 の 13①）。

4. 適格請求書類似書類等の交付の禁止

適格請求書等保存方式は、売手による消費税の納税が適格請求書等によって証明された場合に、買手における仕入税額控除を認める厳格な制度です。

したがって、偽インボイスの交付は厳しく禁止されており、罰則が設けられています。

(1) 禁止行為

適格請求書等を交付することができるのは、税務署長に申請して登録を受けた適格請求書発行事業者だけです。適格請求書発行事業者でない者が、適格請求書発行事業者が作成した適格請求書等であると誤認されるおそれのある表示をした書類を交付することは禁止されています（新消法 57 の 5）。

また、適格請求書発行事業者については、偽りの記載をした適格請求書等を交付することが禁止されています（新消法 57 の 5）。

区分	禁止行為
適格請求書発行事業者以外	適格請求書発行事業者が作成した適格請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類の交付又はデータの提供
適格請求書発行事業者	偽りの記載をした適格請求書の交付又はデータの提供

(2) 罰則

これら禁止行為を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとされています（新消法 65 四）。

5. 電子インボイスを提供した場合の保存

電子インボイスを提供した場合には、データのまま、又は、紙に印刷して保存することができます。

(1) データのまま保存する場合

電子インボイスをデータのまま保存する場合は、令和3年度税制改正後の電子帳簿保存法に定められた要件に準じて保存しなければなりません（新消規 26 の 8①、インボイス QA 問 64）。

(2) 印刷して保存する場合

令和3年度税制改正における電子帳簿保存法の改正では、税務手続の電子化を進める上での電子取引の重要性に鑑み、電子取引の取引情報の出力書面等による保存制度は、他者から受領したデータとの同一性が十分に確保されないことから、廃止されました。これは、所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税を対象としています（電帳法 7）。

消費税法令においては、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、存置する

こととされました。消費税の適格請求書については、整然とした形式及び明瞭な状態でアウトプットした書類の保存が認められています（新消規 26 の 8②）。

しかし、データで提供したものを、紙に印刷して保存する方法は、業務の効率化の観点からは、決して望ましいものではありません。法人税における対応に併せて、提供した電子インボイスのデータ保存を検討すべきでしょう。

6. 書面で交付した適格請求書のデータの保存

国税に関する法律の規定により保存が義務付けられている書類で、自己が一貫して電子計算機を使用して作成したものについては、電子帳簿保存法に基づき、電磁的記録による保存をもって書類の保存に代えることができるとされています（電帳法 4②）。

業務システムで作成した適格請求書を出力し書面で交付する場合、この書面で交付した適格請求書の写しとして、業務システムで作成したデータを保存することができます。

1. 仕入税額控除の要件

適格請求書等保存方式では、所定の事項が記載された帳簿及び適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります（新消法 30⑦）。

したがって、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません（新消法 30①）。

2. 帳簿の記載事項

適格請求書等保存方式において保存すべき帳簿の記載事項は、次のとおりです（新消法 30⑧）。これは、現行の区分記載請求書等保存方式における帳簿の記載事項と同じです。

(1) 国内において行った課税仕入れ

課税仕入れに係る帳簿の記載事項
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称（登録番号は不要）
② 課税仕入れを行った年月日
③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（軽減税率対象にはその旨、特定課税仕入れにはその旨）
④ 課税仕入れに係る支払対価の額

適格請求書の保存を要せず帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項については、下記「適格請求書の保存を要しない取引」を参照してください。

※1 取引先コード、商品コード等の記号による記載

①の相手方の氏名又は名称は、別にコード表等を作成して、帳簿には、その取引先コード等の記号・番号等を記載することが認められます。相手方の登録番号を記載する必要はありません。

また、③の課税仕入れに係る資産又は役務の内容についても、商品コード等の記号・番号等によることができます。

※2 再生資源卸売業である場合

再生資源卸売業又はこれに準ずるものに係る課税仕入れについては、「① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称」の記載は、省略することができます。

※3 媒介業者を介して行う場合

卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われる課税仕入れ、媒介業者を介して行われる課税仕入れについては、「① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称」として、媒介業者の氏名又は名称を

記載することができます。

※4 軽減税率の適用対象である場合

課税仕入れが軽減対象資産に係るものである場合には、その旨を「③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容」に併せて記載します（インボイス通達4-5）。

この記載は、「軽減」等と省略して記載することや事業者が定めた記号を付す方法によることが可能です。したがって、仕訳の税区分を「軽減税率」としていれば、この要件を満たすことになります。

※5 特定課税仕入れである場合

特定課税仕入れについては、その旨を「③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容」に併せて記載します。

(2) 保税地域からの課税貨物の引取り

課税貨物に係る帳簿の記載事項
① 課税貨物を保税地域から引き取った年月日（特例申告については申告の日等）
② 課税貨物の内容
③ 課税貨物の引取りに係る消費税等の額

※1 特例申告である場合

「① 課税貨物を保税地域から引き取った年月日」は、特例申告である場合には、特例申告書を提出した日又は決定の通知を受けた日を記載します。

※2 課税貨物の引取りに係る消費税等の額

「③ 課税貨物の引取りに係る消費税等の額」は、課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額又はその合計額を記載します。

輸入に係る消費税額は、輸入許可書に記載された消費税額を積み上げる方法によるため、帳簿に消費税額等の記載をすることになります。

3. 保存すべき請求書等

課税仕入れについては、帳簿の保存に併せて、原則として、次に掲げるものの保存が仕入税額控除の要件となります（新消法30⑦、⑨）。

課税仕入れにつき保存すべき請求書等

- イ 適格請求書
- ロ 適格簡易請求書
- ハ イ又はロの記載事項に係る電子インボイス
- ニ 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、適格請求書の記載事項が記載されているもの（適格請求書発行事業者の確認を受けたものに限る。電磁的記録を含む）
- ホ 出荷者から委託を受けた受託者が、卸売市場において卸売の業務として生鮮食料品等の譲渡を行う場合に作成する請求書、納品書等（受託者が発行する適格請求書等）
- ヘ 生産者から委託を受けた農協、漁協、森林組合等が、無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者を特定せずに農林水産物の譲渡を行う場合に作成する請求書、納品書等（農協等が発行する適格請求書等）

課税貨物の引取りについては、課税貨物の輸入の許可書等の保存が必要です。

4. 電子インボイスの提供を受けた場合の保存方法

電子インボイスを提供された場合には、データのまま、又は、紙に印刷して保存することができます。

(1) データのまま保存する場合

提供を受けた電子インボイスについて、そのデータを保存する場合は、電子帳簿保存法に定められた要件に準じて保存しなければなりません（新消令 50①、新消規 15 の 5）。

なお、令和 3 年度税制改正においては、電子帳簿保存法における要件を大幅に緩和する改正が行われました。

(2) 印刷して保存する場合

提供を受けた電子インボイスを紙に印刷して保存する場合には、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要があります（新消規 15 の 5②）。

令和 3 年度税制改正における電子帳簿保存法の改正では、税務手続の電子化を進める上での電子取引の重要性に鑑み、電子取引の取引情報の出力書面等による保存制度は、他者から受領したデータとの同一性が十分に確保されないことから、廃止されました。これは、所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税を対象としています（新電帳法 7）。

消費税法令においては、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、存置することとされました。消費税の適格請求書については、整然とした形式及び明瞭な状態でアウトプットした書類の保存が認められています（新消規 15 の 5②）。

しかし、データで提供されたものを、紙に印刷して保存する方法は、業務の効率化の観点からは、決して望ましいものではありません。法人税における対応に併せて、提供された電子インボイスのデ

一タ保存を検討するべきでしょう。

5. 適格請求書の保存を要しない取引

(1) 3万円未満の課税仕入れに係る特例の廃止

区分記載請求書等保存方式においては、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合に帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる特例（消法30⑦、消令49①）がありますが、この取扱いは廃止されます。

(2) 災害等の被災者の特例

災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことをその事業者において証明した場合は、帳簿及び請求書等の保存は不要です（新消法30⑦）。

(3) 適格請求書の保存を要しない取引

令和5年10月1日以後は、次に掲げる課税仕入れについて、適格請求書の保存を不要とする取扱いが設けられています（新消法30⑦、新消令49①）。

これらは、所定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます（新消令49①、新消規15の4）。

適格請求書の保存を要しない取引

- イ.3万円未満の公共交通機関による旅客の運送（公共交通機関特例）
- ロ.3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ハ.郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出したものに限る。）
- ニ.適格簡易請求書の記載事項(取引年月日以外)を満たす入場券等が使用の際に回収される取引
- ホ.古物営業を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から、古物を棚卸資産として購入する取引
- ヘ.質屋を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から、質物を棚卸資産として取得する取引
- ト.宅地建物取引業を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から、建物を棚卸資産として購入する取引
- チ.適格請求書発行事業者でない者から、再生資源及び再生部品を棚卸資産として購入する取引
- リ.従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

上記ホ、ヘ、ト、チは、適格請求書発行事業者以外の者から買い受けた場合に限り、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（新消法30⑦、新消令49①一ハ（1）～（4））。相手方が適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書の交付を受けて保存する必要があります。

(4) 適格請求書の保存を要しない場合の帳簿の記載事項

適格請求書の保存を要せず帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる場合には、帳簿について、通常必要な記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

帳簿に記載すべき事項	
●	帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨 (例えば、「3万円未満の鉄道料金」、「入場券等」など)
●	仕入れの相手方の住所又は所在地

ただし、次の者からの課税仕入れについては、「仕入れの相手方の住所又は所在地」を記載する必要はありません（インボイス通達4-7）。

●	上記イの公共交通機関による旅客の運送
●	上記ハの郵便役務の提供
●	上記ホの古物の購入 (古物営業法により相手方の住所・氏名を帳簿等に記載するもの以外)
●	上記ヘの質物の取得 (質屋営業法により相手方の住所・氏名を帳簿等に記載するもの以外)
●	上記トの建物の購入 (宅地建物取引業法により相手方の住所・氏名を帳簿等に記載するもの以外)
●	上記チの再生資源及び再生部品の購入（事業者からの購入以外）
●	上記リの出張旅費等

6. 帳簿及び請求書等の保存期間

帳簿及び請求書等は、次の期間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません(新消令 50①)。

①帳簿は、その閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日に保存を開始し、その後7年間

②請求書等は、その受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日に保存を開始し、その後7年間

ただし、6年目以後は、いずれか一方の保存で足りる(新消令 50①③、新消規 15 の 6)。

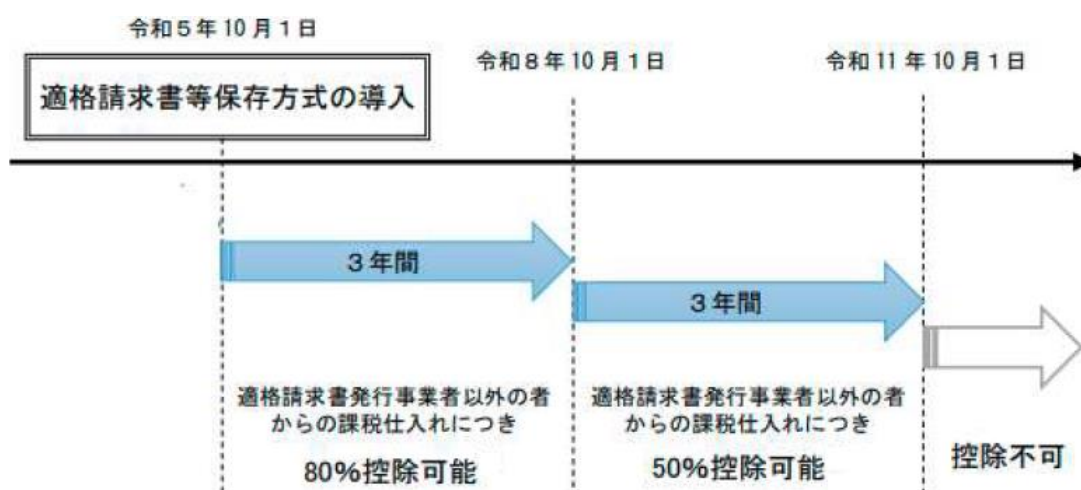
X1 1/1	X2 1/1	X2 3/1	X7 2/28	X9 2/28
課税期間		2ヶ月	5年間	2年間
		帳簿及び請求書等の保存		どちらか一方の保存

7. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません（新消法 30①）。

請求書等保存方式には事業者登録制度がないため、取引相手が課税事業者であるか免税事業者であるかを知ることはできません。しかし、適格請求書等保存方式においては、免税事業者は請求書等に登録番号を記載することができませんから、課税仕入れを行った事業者は、登録番号の記載のない請求書等を受け取ることによって、仕入先が免税事業者であると確認することになります。適格請求書等が交付されない課税仕入れは、仕入税額控除の対象から除外しなければなりません（新消法 30⑦）。

ただし、激変緩和の趣旨から、適格請求書等保存方式の導入後 6 年間は、適格請求書等保存方式において仕入税額控除が認められない課税仕入れであっても、区分記載請求書等保存方式において仕入税額控除の対象となるものについては、次の割合で仕入税額控除が認められます（平成 28 年改法附則 52、53）。



登録番号のない区分記載請求書等の保存により仕入税額控除ができる割合	
令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 3 年間	80%
令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 3 年間	50%

この経過措置の適用を受けるためには、帳簿に、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載しておかなければなりません。

また、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等の保存が必要です。

1. 売上税額の計算方法

(1) 原則【割戻し計算】

申告書に記載する売上税額の計算は、その課税期間の課税売上げの税込対価の額を適用税率ごとに合計して税率ごとの課税標準額を算出し、これに各税率を乗じてその課税期間の課税標準額に対する消費税額を算出する「割戻し計算」が原則です（新消法 45①）。

①その課税期間の課税標準額

- イ 標準税率の課税資産の譲渡等の税込合計額 $\times \frac{100}{110}$
 =標準税率の課税標準額（千円未満切捨て）
- ロ 軽減税率の課税資産の譲渡等の税込合計額 $\times \frac{100}{108}$
 =軽減税率の課税標準額（千円未満切捨て）

②その課税期間の課税標準額に対する消費税額

- ハ 標準税率の課税標準額 $\times 7.8\%$
- ニ 軽減税率の課税標準額 $\times 6.24\%$
- ハ+ニ=その課税期間の課税標準額に対する消費税額

(2) 特例【積上げ計算】

割戻し計算の原則に対して、保存している適格請求書等の写しに記録されている税率ごとの消費税額等の合計額に 100 分の 78 を乗じて計算する「積上げ計算」の特例があります（新消法 45⑤、新消令 62）。

適格簡易請求書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載せず、「適用税率」のみを記載して交付する場合は、積上げ計算を行うことはできません。

なお、現行制度における旧消費税法施行規則 22 条 1 項の「積上げ計算の特例」を容認する経過措置は、廃止されます。

①その課税期間の課税標準額

交付・保存した適格請求書等に記載した税抜価額の合計額

②その課税期間の課税標準額に対する消費税額

交付・保存した適格請求書等に記載した消費税額等の額の合計額 $\times \frac{78}{100}$

※ 令和元年 10 月 1 日以後は、標準税率 10%、軽減税率 8%のいずれにおいても、国税と地方税の比率は 78 : 22 となります。したがって、仮受消費税等の額の $\frac{78}{100}$ 相当額が国税部分の税額となります。

2. 仕入税額の計算方法

(1) 課税仕入れ等の税額の原則【積上げ計算】

国内において行った課税仕入れに係る消費税額は、原則として、積上げ計算によって算出します（新消法 30①、新消令 46①②）。

積上げ計算には、適格請求書等に記載された消費税額等による「請求書等積上げ計算」と、適格請求書等ごとに記録した帳簿の仮払消費税額等を積算する「帳簿積上げ計算」の2種類があります。

請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算とは、併用が可能です（インボイス通達 4-3）。

■原則【請求書等積上げ計算】

課税仕入れに係る消費税額の合計額

$$= \text{保存する適格請求書等に記載された消費税額等の額の合計額} \times \frac{78}{100}$$

- ※ 令和元年 10 月 1 日以後は、合計税率 10%、8%のいずれにおいても、国税と地方税の比率は 78:22 となります。したがって、仮払消費税等の額の $\frac{78}{100}$ 相当額が国税部分の税額となります。
- ※ 消費税額等の記載のない適格簡易請求書である場合には、課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として消費税額等を計算し、1 円未満の端数につき税率ごとにその端数を切捨て又は四捨五入する処理ができます（新消令 46①）。

■原則【帳簿積上げ計算】

①仮払消費税額等（課税仕入れの都度算出し、1 円未満切捨て又は四捨五入）

$$\begin{aligned} & \text{標準税率の課税仕入れである場合} \cdots \text{支払対価の額の合計額} \times \frac{10}{110} \\ & \text{軽減税率の課税仕入れである場合} \cdots \text{支払対価の額の合計額} \times \frac{8}{108} \end{aligned}$$

②課税仕入れに係る消費税額の合計額＝帳簿に計上した仮払消費税額等の合計額 $\times \frac{78}{100}$

- ※ 課税仕入れの都度とは、例えば、課税仕入れに係る適格請求書の交付を受けた際に、その適格請求書を単位として帳簿に仮払消費税額等として計上している場合のほか、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて交付を受けた適格請求書を単位として帳簿に仮払消費税額等として計上している場合が含まれます（インボイス通達 4-4）。

(2) 課税仕入れ等の税額の特例【割戻し計算】

また、売上税額の計算につき、「割戻し計算」による場合は、課税仕入れに係る消費税額についても、適用税率ごとの課税仕入れの支払対価の額の合計額から消費税額を算出する「割戻し計算」によることができます（新消令 46③）。

この要件は、売上税額と仕入税額の計算方法の違いを利用した有利計算を排除する措置であると説明されています。

①適用税率ごとの消費税額

$$\begin{aligned} & \text{標準税率の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額} \times \frac{7.8}{110} \\ & \text{軽減税率の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額} \times \frac{6.24}{108} \end{aligned}$$

②課税仕入れに係る消費税額の合計額 = ①の合計額

請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算とは併用が可能ですが、積上げ計算と割戻し計算の併用はできません（インボイス通達 4-3）。

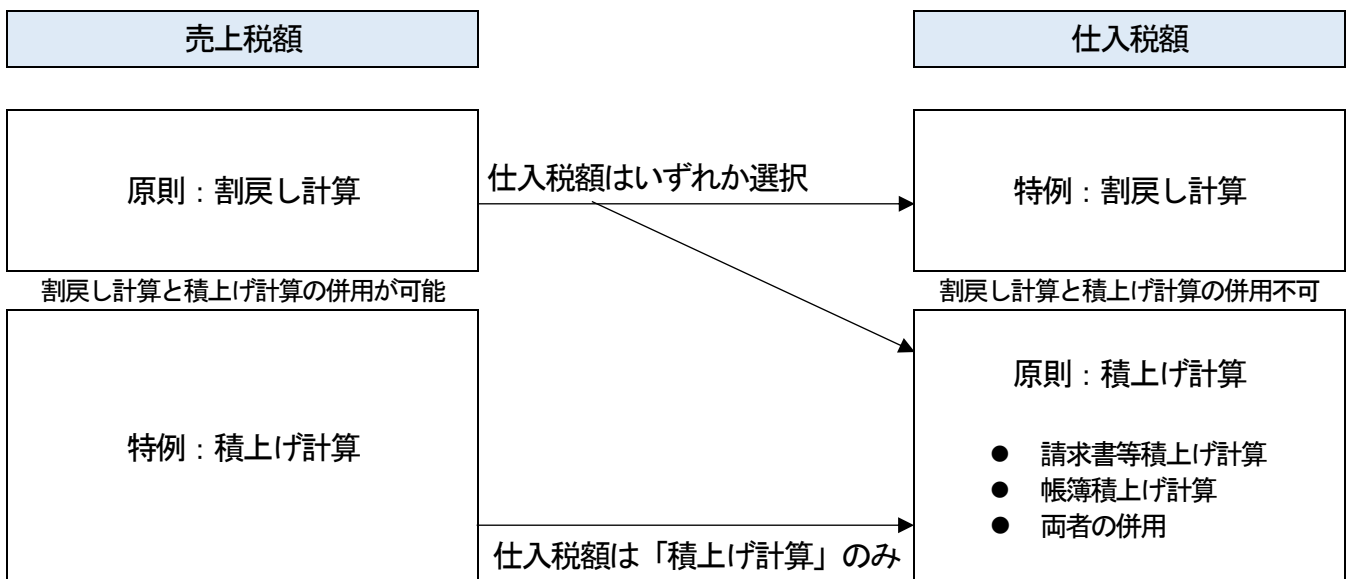
(3) 課税貨物に係る税額

いずれの方法による場合であっても、保税地域からの引取りに係る消費税額は、輸入許可書に記載された消費税額を積み上げる方法によります。

3. 計算方法の組み合わせ

仕入税額は、「積上げ計算」が原則であり、特例の「割戻し計算」の適用は、端数処理のバランスから、売上税額についても「割戻し計算」をしていることが要件とされています。

したがって、売上税額を「積上げ計算」とした場合は、「割戻し計算」によって仕入税額を計算することはできません。



売上税額を積上げ計算とし、仕入税額を割戻し計算とすることはできません。